

平成16年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月24日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算 認定について（議案第10号）	7
○日程第5、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第 2号）を定める件（議案第11号）	17
○日程第6、工事請負契約の締結について（議案第12号）	25
○日程第7、一般質問	27
○議長のあいさつ	37
○管理者のあいさつ	37
○閉会の宣告	38

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第25号

平成16年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成16年8月27日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成16年9月24日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成16年9月24日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	滑	川	光	彌	君	4番	石	川		清	君	
5番	中	島	信	夫	君	6番	大	曾	根	英	明	君
7番	大	山		茂	君	8番	小	寺	由	香	子	君
9番	福	田	耕	三	君	10番	西	村	武	次	君	
11番	神	田	久	純	君	12番	桜	井	邦	男	君	
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君	

不応招議員 (なし)

平成16年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成16年9月24日

日程第 1、会議録署名議員の指名について

日程第 2、会期の決定について

日程第 3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(2)議事説明者について

日程第 4、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第10号）

日程第 5、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第11号）

日程第 6、工事請負契約の締結について（議案第12号）

日程第 7、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	滑	川	光	彌	君	4番	石	川		清	君	
5番	中	島	信	夫	君	6番	大	曾	根	英	明	君
7番	大	山		茂	君	8番	小	寺	由	香	子	君
9番	福	田	耕	三	君	10番	西	村	武	次	君	
11番	神	田	久	純	君	12番	桜	井	邦	男	君	
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利		仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君
収入役	池	畑	勝	一	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	田	中	浅	男	君	事務局次長	柳	沢		弘	君
事務局次長	中	河		渡	君	事務局次長 兼総務課長	金	子	久	夫	君
業務課長	森	田	進	一	君	建設課長	新	井	邦	男	君
管理課長	杉	田	泰	明	君	水処 センター 所	吉	田	文	夫	君
水処 センター 主席	栗	原	茂	夫	君						

事務局職員出席者

書記	新	井	正	美	書記	高	山	淳
書記	中	田	真	一				

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(石川 清君) 現在の出席議員14人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成16年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長(石川 清君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、お忙しい中、早朝より全員の方のご出席をいただきありがとうございます。議案は3件です。いずれも重要なものであります。執行部からの説明を十分に聴取され、慎重ご審議をいただきますとともに、議事進行に当たりご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。



◎管理者のあいさつ

○議長(石川 清君) 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者(伊利 仁君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成16年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第2・四半期を終えようとしておりますが、引き続き污水管渠の整備を行い、普及促進を図っているところでございます。また、本日議案にもございます雨水管渠浅羽第1幹線を昨年度に引き続き整備し、市街地における浸水の防除を図ることといたしました。また、各種事業の運営につきましても鋭意努力をしているところでありますので、議員各位におかれましては変わらざるご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定のほか2件でございますが、いずれも本組合運営上重要な議案でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますように心からお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（石川 清君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山 淳君） （議事日程朗読）



◎会議録署名議員の指名

○議長（石川 清君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

11番 神 田 久 純 議員

12番 桜 井 邦 男 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（石川 清君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、平成16年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸報告

○議長（石川 清君） 日程第3、諸報告をいたします。

監査委員から、平成16年5月から7月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石川 清君） 日程第4、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第10号 平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案の理由を申し上げます。

平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る7月22日に監査委員さんに審査をお願いいたしましたところ、いずれも計数的に正確であり、かつ内容も正当なものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して、議会の認定をいただきたく、提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（石川 清君） これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出に係る説明を求めます。

金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君） （内容説明）

○議長（石川 清君） 次に、新井建設課長。

○建設課長（新井邦男君） （内容説明）

○議長（石川 清君） 次に、吉田水処理センター所長。

○水処理センター所長（吉田文夫君） （内容説明）

○議長（石川 清君） 続いて、杉田管理課長。

○管理課長（杉田泰明君） （内容説明）

○議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺です。議案第10号 平成15年度の歳入歳出の決算の認定について、何か質疑をさせていただきます。

まず、決算書の1ページから2ページというか、最初の歳入の部分で、それから意見書では7ページに。使用料については、昨年比で3.3%のアップということでご努力がうかがえるわけですが、5年たつと不納欠損というふうな形になっていくと。この金額で40.7%の昨年比増、件数で言うと7.8%の減ということで、意見書にも見るように、一般の人たちの件数、徴収は向上しているけれども、会社倒産、伺ったところによりますと33件で896万7,594円という不納欠損を出しているわけですが、こういう会社関係の倒産による未収をどう防ぐかというところで、もう少し何らかの手を打つ必要があるのではないかなというふうに思います。この不納欠損のうちの大半を占めているということで、それが今非常に財政厳しい一般家庭に影響を及ぼしていくというのは本当にとんでもないことで、このあたりについてどのようにお考えか、

今後の対策等も含めて。中には計画倒産で、それを察知したときにはもう管財人の手に渡っていてどうにもならないというような話もよく聞くことであります。こういうことに対するお考えを伺っておきたいと思います。

それからもう一点では、口座引き落としの関係、これは全体の使用者のどれぐらいに当たり、また口座引き落としでも引き落としがされないというケースも徐々にふえてきているのではないかなというふうに思いますが、このあたりでどのような状況か伺っておきたいと思います。

同じ使用料に関してもう一点ですが、ここに納付力なし37件、また所在不明839件というのは、一般の人たちの暮らしが本当にどれほど厳しいかということをあらわしているかと思うのですが、下水道条例の23条で使用料の減免について触れています。「管理者は、公益上、その他特別の事情があると認めるとき減免することができる」と。これに関しては、往々にしてお役所というのは申請主義という。こういう制度があるということは、なかなか十分周知は難しいところもあるわけですが、申請主義ではなくて、ここはもう本当に減免の申請をさせて、そういう処理をしていかなければならないのではないかと判断を積極的にする必要はないかと思いますが、この減免、23条、適用された状況がどれぐらいあるのかということでも伺っておきたいと思います。

それから、同じ歳入の部分で、国庫補助金6,160万の収入未済があります。これについてのご説明が財政報告書にもどこにも書いてないので、この内容について伺うと同時に、今後こういったものについてはきちっと説明が報告書の中でなされるように要望もしておきたいと思います。

それから、3点目ですが、基金からの繰り入れ、それから繰越金と基金積み立て、この関係なのですが、基金からの繰り入れ、当初予算で平成14年では1億円を繰り入れ、平成15年でも8,500万円を繰り入れているわけです。ですが、決算を見ると、繰り越しの金額も平成14年1億1,000万、平成15年8,500万、それから、基金の積み立ても平成14年2億5,600万、それから平成15年におきましては約3億9,600万という、そういった基金に積み立てがされていまして、その基金の積み立ても平成14年で8億3,700万余りというふうになっていて、平成15年度の予算の審議の際に、これが減っていくというような、ちょっと大ざっぱな話で申しわけないですが、そういうご答弁があったわけですが、逆に平成15年には11億4,800万余りというふうにどんどんふえていっているのです。この基金の額がどれぐらいあれば安定的に事業が行っていきけるのかということと、それから当組合のこの基金の状況についてどんなふうに見ていらっしゃるかというところでお考えを伺っておきたいと思います。

2点目なのですが、ざっと見たところで非常に安定的に執行されているという状況の中で、前任の共産党の議員から、消費税を公共料金に転嫁するのはいかなるものかということでもずっと質疑がされているわけですが、平成15年度での消費税分が4,400万というふうなご答弁がされていて、少なくとも消費税を転嫁しないというふうに決めても十分安定的にやっていけるのではないかとというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

それから、報告書では3ページになりますが、公債費の問題です。前年に比べて5.7%の減ということで、望ましい方向ではあるのですが、いずれにしても平成15年度の決算で33.7%というのは非常に大きいかとちょっと危惧をするわけですが、この公債費、構成市の財政と違って本当に工事が主体の組合ですから、これぐらいあるのかなというところで、ちょっと近隣の状況をお示しいただければというふうに思

います。

それから、最後ですけれども、41ページの水洗トイレの貸し付けの基金の関係です。平成15年度でこの基金を利用された方が13件というのは、今どんどん、どんどん下水道工事進んでいる中で余りに少ないかなど。これが接続の進捗に影響しているのではないかという懸念もあるのですが、そのあたりについてお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（石川 清君） 森田業務課長、答弁。

○業務課長（森田進一君） お答えいたします。

まず初めに、不納欠損の関係でございますけれども、不納欠損につきましては、ご質問にもありましたように、地方自治法231条の3の2項あるいは3項に基づきまして、地方税法の例によりまして、滞納関係、それを処分していきますけれども、消滅につきましては確かに5年でございます。不納欠損の額が多いという形で、主に会社倒産の額が多いという形でございますが、今回の事例でいきますと、公営水道と自家水水道の使用者の倒産という形でかなりの額がっております。担当職員につきましては、当時の記録を見ますと、訪問徴収あるいは接見をしまして、財産の部分について調査なりしましたけれども、実際には今現時点では財産の処分、それから何らそのところについても不動産関係はなくなっているという状況でございますので、不納欠損をさせていただきました。この対応につきましては、会社倒産につきましては早期に情報を収集するのが原則でございますので、職員、未納に対しまして対策を立てて、法的な手続、裁判所から要求等があれば交付要求を行ったり、その時点では間に合いませんので、早期に情報を収集するのが原則というふうに考えております。

続きまして、担税能力なしという形で不納欠損の方でご質問でございますが、担税能力なしという形で現時点では、1といたしましては、滞納者または生活を一にして親族が長い病氣中だという形で判断している部分が10件、それと滞納者に母子家庭という形で、母子世帯でどうしても支払いができないという形で5件、滞納者が失業中のため担税能力がなしという形で6件という形で、あと特に高齢者の弱者、もうほとんど収入がないという形で6件でございます。それと、職業が、生活ができないという形で10件という形で、合わせまして37件でございますけれども、金額にして28万6,423円、これにつきましては10名の対象という形で行っております。

続きまして、減免の関係でございますけれども、これは特に下水道条例第23条、使用料の減免という形で規定がございますけれども、これは管理者は公益上、その他特別の事情があると認めた場合には、この条例の規定によって減免ができるという内容でございます。現時点の状況という質問でございますので、これにつきましては2件の12万9,233円の減免措置を行っております。この内容といたしましては、水道の漏水事故、建物の建築中に伴う使用料の減免申請が出てきましたので、これに基づきまして減免を行った状況でございます。

それと、生活弱者等のものでございますけれども、この申請に当たりましては、現在はございません。特に生活保護等を受けている場合には、電気、ガス、水道、光熱水費につきましては、そこの支給に入っているという形で理解をしておりますので、これにつきましては、申請につきまして現在のところ出てきてございません。

それから、消費税でございますけれども、現在消費税を転嫁する場合でございますが、消費税法の国内における事業者が行った資産の譲渡あるいは消費税を課すという形で、下水道事業を実施している場合には消費税を転嫁するというような法律が消費税法第4条第1項の規定でございますので、これに基づきまして、組合といたしましては消費税を申告し、納付義務があるという形で処理をさせていただいております。

次の基金の減少でございますけれども、基金の減少につきましては、現時点では確かに6,000万円のご議決をいただきまして条例を施行している最中でございます。この中におきましては、貸付制度、水洗便所推進の影響もありまして、鶴ヶ島市あるいは鶴ヶ島市の上広谷、鶴ヶ丘を現在、それと坂戸市におきましては関間を現在整備を進めている状況でございますので、この辺の整備状況、それと水洗便所の特典である無利息で貸し付けるといふ、この制度を廃止するわけには今の段階ではいきませんので、この制度を当分の間は踏襲していきたいというふうを考えておりますので、減少はしていますけれども、今後整備がありますので、この制度を進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（石川 清君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

国庫支出金の関係の不納欠損6,160万円の説明がないというご指摘でございますが、先ほど私の方からご説明申し上げましたとおり、この6,160万円の収入未済額につきましては、大谷川都市下水路の大宮国道に委託した工事の繰越明許費分等でございます。ということで、その分の国庫支出金が入ってきていないということでございます。

なお、この説明がほかに記入がないということでございますが、それにつきましては検討させていただきたいと思っております。

あと、基金の積立金の増の関係かと思っております。どのくらい基金を予定しているのかということでございますが、決算書の50ページに決算年度末現在高11億4,837万2,000円ということになってございます。現在は16年度へ繰り入れを、3億666万3,000円取り崩しております。現在は8億4,170万9,000円でございます。これにつきましては、最終的には構成市と話をさせていただきまして、下水道事業も基本的には継続事業でございますので、その中で基金を積み立て下水道を整備していくということで、話し合いのもとに基金の積み立てをさせていただいております。

なお、現在管渠施設等を除きますと、センター等の施設がおよそ130億円程度の施設というふうに認識しておりますが、前回の3月の議会でもお話ししましたとおり、約10億円ぐらいを予定したいなということでございます。基本的には両センターともかなり、石井水処理センターにつきましてももう10年たつてございます。北坂戸の水処理センターにつきましては31年たつてございまして、非常に老朽化している施設でございます。下水道事業というのは、365日休むことができませんので、故障等が発生した場合に早急に修理をしなければならぬものでございます。当然修理するときには、予備費等で充当できない場合には、基金あるいは両市等から負担をいただいて処置するものが通常でございますが、両市等に負担をいただかなくても下水道組合の基金でできるものはやっていきたいという考えで基金を積み立てているものでございます。

続いて、公債費は近隣でどのくらいあるのかということでございます。下水道組合の、これは平成14年度の資料がございましたので、ご説明させていただきますが、14年度末でございますが、そのときの坂戸、鶴ヶ島下水道組合管内の行政人口に見合う市ということでございますと、この県内では熊谷市、狭山市、新座市あたりがそのくらいの人口になっております。熊谷市でいきますと、現在起債残高を見ますと下水道にしましては258億3,161万2,000円、狭山市でございますと181億5,146万円、新座市でございますと259億7,088万7,000円という資料がございました。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 答弁漏れはありませんでしたか。

8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺です。再質疑を行わせていただきます。

国庫補助金の収入未済の関係については、ぜひ来年度の決算書から記載をするように改めてもう一度お願いしたいと思います。

それから、使用料の関係では、会社倒産等については今後も引き続いて努力をしていただくことをお願いいたします。

答弁漏れは一つ、口座引き落としの状況についてご答弁がなかったかなと思いますが、再質疑としましては、納付力のない世帯というのを今ちょっと伺ったわけですがけれども、特に年金暮らしで国民年金の平均が4万6,000円とかと言われていて、平均4万6,000円ということは、それ以下の方がたくさんいるということなのです。市内のそういう年金暮らしの方とお話をしますと、本当に100円、200円というのが大変なのだという状況なんかがあるわけです。そういうところに関して、やはり減免を、申請をしないからということではなく、積極的に受け入れていってほしいなというふうに思いますが、これは要望で結構です。

それから、基金の関係ですけれども、ご説明で十分わかりましたが、例えば今三位一体の改革というのを国がやっています、先ほど国庫補助が40%、60%というお話もございました。これが今後も引き続いてずっとくるのかどうかという観点では、やはり基金を積んでおく必要があるというふうにもお考えなのかどうか1点確認をさせていただきたいと思います。

公債費の関係ですが、熊谷、狭山、新座の数字をいただきましたけれども、鶴ヶ島市の公債費33.7%というこの数字は、実際に執行している側からとってみて何ら危険はないというふうに、大丈夫だというふうに判断しておられるのかどうか確認させていただきたいと思います。

それから、水洗トイレの貸し付けなのですけれども、もう少しPRをといいますが、例えば接続をなかなかしないお宅を訪問をしたりとかもされているという話を聞きましたが、そういう中でももちろんこの基金の関係は説明されていると思うのですけれども、もう少しPRをいいますが、何らかの工夫が必要ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

以上、お答えお願いいたします。

○議長（石川 清君） 森田業務課長、答弁。

○業務課長（森田進一君） お答えいたします。

先ほどは質問落として済みませんでした。下水道使用料の収納状況、特に口座でございますけれども、今現在の口座の契約率が約81%、そのうち引き落としている額が金額にして72%の収入になっております。

そのほか残り19%につきましては、督促状、これを発送いたしまして納付をしていただくという形でございます。西坂戸につきましては87%口座引き落としです。星和につきましては、97%の口座引き落としという形で今現在収納を行っております。

それと、貸し付けのPRでございますけれども、現時点では平成14年度、15年度におきまして台帳整備をほぼ終わりました。それに伴いまして職員が個々にPR活動を行っております、特にその家の状況が違います。その状況によりまして、接続できる、できない、こういうものを物理的に判断を行いまして、今現在個々のお宅と話し合いを進めている状況でございます。これにつきましても記録を重視してPRをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石川 清君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

公債費の率が適正かということでございますが、基準というものはございませんが、これに関しましては構成市等と協議し、この額に決まっております。基本的にはそういうことでご了解願いたいと思います。

あと、国庫支出金が国費が来なかった場合のそのための基金かということでございますが、基本的には下水道事業につきましては、国庫支出金をいただける事業につきましてはいただくということで行っておりますので、そのもの、あと残る事業費分を充てるという観点でございます。ですから、国庫が来ないから基金で対応するというものではございません。

なお、基本的には先ほど言いました改修、修繕等につきましては、国庫支出金は来ませんので、基本的には維持管理費についてはいただいておりますので、そういうための下水道整備という解釈をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

○議長（石川 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中です。決算について質疑をさせていただきます。

まず、歳入の部分ですけれども、今回不納欠損、収入未済等も改善が見られているということで、たまたまということはないと思いますので、その徴収努力というか、そういったことはどういった形でされたのかという点について伺うとともに、今回、次の補正で出てきますけれども、委託等に振り分けるわけですけれども、この徴収努力というものはさらに継続されるかどうかということについて、ここで答えられればここで、簡単に結構ですので、答えていただければと思います。

あともう一点、不納欠損の考えなのですけれども、今も質疑の中で会社倒産等によるということでありましたけれども、そうすると普通収入未済で5年ぐらいたってから不納欠損に回すということが数多くあるわけですけれども、その場合は即不納欠損の方に回されるのか、そういった内容とか今回あったのかということについても質疑をさせていただきます。

あともう一点、基金のこと、質疑が出まして、10億円をめどに積み立てていくと。その理由は、今緊急の、本当のいざというときの場合の水処理場等の工事とか修繕費等に充てたいということでされているということでございますけれども、そもそも下水道組合自体の構成が要は負担金からなっているわけでございまして、使用料等ではとても賄い切れないという状況の中で、両構成市との話し合いということですので、普通であるならば両構成市の一般会計にもう一回戻すとか、そういった状況もあると思えますけれども、当該年度の話し合いはどのように行われたかということと、今後10億円を目指すということで、ことしの当初予算で3億ほど使っておりますから、さらに16年度は積み増していくのかということについて確認で1点伺わせていただきます。

○議長（石川 清君） 森田業務課長、答弁。

○業務課長（森田進一君） お答えいたします。

徴収努力ということでございますが、現在業務課職員一丸となって地道な徴収努力ということを含い言葉に徴収努力をしたその結果だと思えます。それと、不納欠損でございますが、会社倒産につきましては、現時点では発生から5年間という形で時効を待つ、その間は本人がいるか、あるいは会社の存続があるか、あるいは会社の物がその現時点であるかどうか、こういうものを調査している中で、最後の最後5年間過ぎた中で不納欠損という形で処理させていただきました。

以上です。

○議長（石川 清君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

基金の関係で両市との話し合いはどうなっているかということでございますが、基本的には年度末、1月ぐらいに大体どのくらい残るかというものを想定いたしまして、両市等と話し合いをいたしまして、基本的には今回基金の方に積み立てを行うということで決めたわけでございます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 再質疑を行わせていただきます。

そうすると、徴収努力というのは、今回、今年度においては特別なことは前年度と比べてはしていないということで、地道に続けてきた結果がこら辺で実ってきたということで理解してよろしいのでしょうか。その点について。

あと、不納欠損については、では今まででも一度もそういった形、5年間という期日を守って、それから不納欠損ということであるならば、今回その5年間に至るまでの間に徴収ができた部分というのが実際にあったのかどうかということについてお伺いをさせていただきます。また、基金においては、今お伺いしたように、両構成市から了解を得ているということでございますので、大体10億ぐらいを積み増したいということで、現在高8億ぐらいですか、それについてまた今年度積み増すということについてはされて

いくのかということを再度確認をさせていただきます。

○議長（石川 清君） 森田業務課長、答弁。

○業務課長（森田進一君） お答えいたします。

地道という言葉でございますが、市民の理解を得てきたというふうに私たちは理解しております。それと、5年間でございますけれども、記録を担当が準備いたしまして、その記録に基づきまして徴収努力をしている最中、それと相手の弁護士さん、そういう方々と調整をしながら、あるいは状況を把握しながら記録をとりまして今に至ったことでございます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

今後につきましても、今までどおり両市の方に提示いたしまして、協議し、決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 7番、大山茂議員。

○7番（大山 茂君） 7番、大山です。ただいま議題となっております決算について1点質疑させていただきます。

決算書41、42ページにあります大谷川排水機場建設費についてお尋ねしたいと思います。5年ほど前の水害以降、水害対策として大谷川排水機場の建設が計画されたと思います。今回計画決定調査業務委託料として2,902万円歳出されていますが、これについては行政報告書の36ページにあらましが掲載はされておりますが、この業務委託料の結果、どのように排水機場の計画が立てられたのか、運用開始の見通しも含めて排水機場の建設に関しての見通し、これについてお尋ねします。

○議長（石川 清君） 新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君） お答えいたします。

排水機場の建設の状況でございますが、平成16年、今年度ですが、6月に大谷川雨水ポンプ場実施設計業務委託を日本下水道事業団に発注いたしました。内容といたしましては、基本設計及び詳細設計であります。工事につきましては、平成17年度から19年度までの3カ年の予定を考慮しております。

以上です。

○議長（石川 清君） 3番、滑川光彌議員。

○3番（滑川光彌君） 滑川です。2点ほど質疑させていただきます。

報告書22ページですが、下から3行目に鶴ヶ島市藤金下水道築造工事の附帯工事一式、これが随意契約で231万でやられておりますが、これを随意契約にした理由についてお伺いいたします。

それから、もう一点ですが、報告書の20から34ページにかけて、入札の契約が約61件ぐらいですか、書かれておりますが、入札決定後、金額の変更ですか、やられたものはあるかどうかについてお伺いします。

以上、2点です。

○議長（石川 清君） 新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君） お答えいたします。

行政報告書22ページ、事業費231万、これは三ツ和総合建設業共同企業体埼玉営業所、随意契約であります。これは公共下水道築造工事、脚折幹線に伴う到達立て坑の部分の舗装復旧、その他の附帯工事であります。

以上です。

〔「内容を聞いているんだから」の声〕

○議長（石川 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（石川 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） 行政報告書22ページにございますが、三ツ和総合建設と231万円の随意契約した案件でございます。この工事を随意契約いたしました理由といたしましては、その前のページ、21ページをごらんいただきたいと思っております。工事の状況の最上段に書いてございます脚折第1幹線の工事1億2,348万円を施工いたしました。本件工事につきましては、入札の結果、三ツ和総合建設が請負者として施工いたしました。この工事と付随をいたしまして、ただいま課長が申しあげました到達立て坑に付随いたします工事でございますので、現在の本工事と密接な関係にございましたので、その業者と随意契約いたしました実施をいたしましたものでございます。

それから、変更契約の関係でございますが、工事を契約いたしましたから実施をいたしていく中におきまして、現地との設計上のそごですとか、それから不測の湧水等が発生する場合がございます。極力そのようなことがないように地質調査等行いまして設計業務を行っておりますが、そのようなことが起きた場合につきましては設計変更をいたしておりますので、平成15年度におきましても数件の設計変更をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 3番、滑川光彌議員。

○3番（滑川光彌君） 再質疑させていただきます。

最初の随意契約の理由なのですが、同じ業者だというようなことで随契にしたのだということですが、今随意契約というのは地方自治法からも金額が決められておりまして、この金額はやはり競争入札にすべき金額であるというふうを考えられるわけですが、随意契約にしなくても競争入札にできなかった理由がちょっと聞きたかったわけです。

それともう一つ、先ほどの前の工事と一緒にやるのであれば、その中の仕様書の中で拋出すれば、もっと安くできたのではないかというようなことも考えられるわけです。その辺はどのように検討されたかを質疑いたします。

それから、入札後の価格変更なのですが、これは数件ということではわからなかったのですけれども、金

額が決められたと、決定されたと、その後金額を変えるということであれば、契約の意味がなくなってしまわないだろうか。契約の落札というのは、その金額は神の手によって決められたというぐらいシビアなものであるということをご存じだと思うのです。それを変えるということは、神の手をかえるというような偉大な権限というのは我々にはないのではないだろうか、こういうふうに思うのです。それで、何件あったのか、しっかりとした回答をいただきたい。それで、理由もいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石川 清君） 新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君） お答えいたします。

入札後の変更の契約の件数であります。変更の件数につきましては11件あります。理由といたしましては、取りつけます設置の変更であります。当初は地権者よりますの位置を決めて提出していただきますが、実際宅内を掘ったときに、配水管等の支障の物件がありまして、ますがつけられない、そういう場合があります。そういう場合は、ますを設置しないで減額というような形で変更をいたします。それが一つの変更の理由であります。

それから、既設管、水道管、ガス管あるいはN T Tのケーブルがあるのですが、これも事前には調査いたしますが、やはり調査し切れないというのがありまして、マンホールがどうしても当たってしまう。そういう場合、マンホールの大きさをえたりとか位置を変える、それから深さも変わる、そういう場合にどうしても変更が生じてまいります。それが変更の理由でございます。

以上です。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） 先ほどの設計変更、それから随意契約の金額を超えているのではないかと。お話の件でございますが、こちらにつきましては同一施工工区内、そしてまた本件工事につきましては推進工事でございますので、基本的には発進の立て坑と到達の立て坑、二つを現地に掘り込むわけでありまして、この掘り込んだ立て坑の中に、あそこにつきましては藤金から入ってまいります污水管をどうしてもその中に取り込まないと下流へ污水が流せないという、そういう実態もございましたので、そういたしますと工事の優位性から考えますと、現在立て坑で工事をしているところに、その工事とあわせまして施工いたすのが最も有利な方法であるというふうに判断をいたしまして、本件につきましては現在施工中の業者と随意契約いたしまして、下水管の流れに支障のないように行ったものでございます。

今議員さんのお話のように、確かに随契等につきましては地方自治法の中で目安がございます。これらにつきましても、当然私ども承知をいたしております。ただ、工事の実態を見まして有利な方法をとらせていただいたわけでございますが、これらにつきましても設計変更と同じように、やはり慎重の上にも慎重に今後とも取り扱ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 3番、滑川光彌議員。

○3番（滑川光彌君） 再々質疑させていただきます。

随契の件でございますが、やはり随契と競争入札は金額の差が非常に違うというようなことでございますので、その辺を考えて、やはり市民のために税金を有効に使うという考え方で、もう一度これからやら

れる場合には検討していただきたいというふうに思います。

それから、入札の価格変更なのですが、これはいろいろ能力等あると思うのですが、国の仕様書、競争入札の契約書なんか見ますと、ある程度の価格変更はこの金額の中でおさめるのだというようなことで、この金額は変更しないというようなことをやっているのですが、今回の変更がどのくらいの変更かわかりませんが、余りこれをやらないように、11件は非常に多いのではないかと。要するに61件中11件は価格変更をやっているということであれば、もう入札の意味そのものが失われてきておるということでございますので、もう少し事前調整ですか、それをしっかりやって、この価格変更はもう最小限にとめるような努力をしていただきたいと、こういうふうに思いますので、その辺は要望としておきますので、これで終わります。両方の答弁は結構です。

○議長（石川 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（石川 清君） 日程第5、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第11号 平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、使用料の徴収等業務について、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が民間へ委託する方針とされたことに伴い、当組合においても効率性及び利用者へのサービス等を考慮し、合同で民間へ委託することとし、平成16年度から平成21年度までの債務負担行為を追加設定するものであります。

歳出予算といたしましては、徴収等業務の窓口設置とあわせまして、職員事務室を一部改修等を行うため、一般管理費を追加計上することとし、歳出に見合う財源に繰越金を措置し、歳入歳出予算の総額を56億1,555万円にしようとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。補正予算について質疑をさせていただきます。

先ほど決算の方で質問させていただいたのですけれども、改めて今回の徴収を委託業務にするということに関しまして、限度額として4億9,100万円ほど出ておりますけれども、この積算根拠についてお伺いをさせていただきます。

さらに、今までの徴収にかかった、平成15年度ベースでも結構ですから、実績と申しますか、人件費等を入れて、どうしても決算書ではいろんな科目に分かれておりますので、なかなか全体の金額が掌握できませんので、その点と、どこら辺まで効果といいますか、削減等を見込んでいるのかということについてお伺いをいたします。

あと、委託ということでございますので、先ほど来、質疑なんかでも危惧がございましたけれども、結局こういった委託先との徴収業務ということについて、どういったものなのかという、そもそも論と言ったらおかしいですが、その意義とか目的とかもしっかりと共通認識を持ち合って、お互いにこういうふうにした方がいいのではないかというような関係をつくれるような、そういった見直し等もされているのかということと、あと公務員と同じことをされるわけですから、個人情報の守秘義務等も契約でうたうと思うのですけれども、そういった内容について。

あと最後に、今回別のこの補正の中で、要はデスクをちゃんと庁舎内に設けて行くと。我々にとっては委託先で民間ですけれども、一般の方から見れば、そこにいる以上、公務員と見られると思うのです。そういった中でのサービス面とかの共通とかについても、そういった件に関しては契約等でどのような形でうたっているのかについてもお伺いをいたします。

以上です。

○議長（石川 清君） 森田業務課長、答弁。

○業務課長（森田進一君） お答えいたします。

まず初めに、下水道使用料徴収業務委託という形で費用についてでございますが、この費用の積算に当たりましては、総額を16年度予算という形で積算しております。約1億2,300万を予定しております。その中で人件費相当分が58.6%、7,210万円を想定しております。それとあと、検針負担金あるいは電算処理、手数料、それから物件費という形で、残り41.4%という形で配分されています。

なお、これにつきましては、公共下水道と星和、それから西坂戸についての徴収業務も含まれているというふうな形でございます。

実績といたしましては、平成15年度の実績が、人件費1名増になっておりますけれども、現在1億700万の決算処理をさせていただいております。その中につきましては、自家水の検針についても入ってございます。また、調定件数につきましてはですけれども、5年間を想定いたしまして27万1,000件という形で、事業費といたしましては、実績といたしましては9,832万4,000円という形で事業費を算定して、その差額が効果という形で、主に削減といたしましては人件費等の削減というふうな形になります。

それと、個人情報の保護でございますけれども、現在下水道組合につきましては個人情報条例については制定してございませんけれども、特に電算処理に係るセキュリティー問題について内部で協議をしております。

なお、契約に際しましても職員の認証関係あるいはアクセス制御、それと第三者が本人へのなりすましというような形がないように、ID、パスワード、それから磁気カード等に基づきまして管理をしていきたいというふうに考えます。これにつきましても、契約の中に入れていきたいというふうに考えます。

それと、特にセキュリティーでは、外部からの侵入、それから内部からの持ち出し、これにつきまして個人情報が流れる場合がございます。この事故がないような対策を受託者の方に指示をしていきたいと思っております。

なお、今回の委託を計画いたしました中では、庁舎の中を貸与するという形で、貸し出したわきに職員の席を設けて、職員の管理あるいは電算の管理、電算がどういふふう流れているかという管理をしていきたいというふうに考えますので、それについての漏えいという形の防止を図っていきたいというふうに考えています。

それと、業務内容でございますけれども、業務内容につきましては、徴収業務、電算処理に係る部分につきましては、下水道条例に基づきます公共下水道、それから地域し尿処理施設使用条例に基づく業務でございます。自家水の検針、それと使用開始、中止、廃止届の受付業務、それと電算処理に係る登録業務、使用料の調定、更新の業務でございます。それと、使用料の収納に係る業務についても行います。さらに、使用料の滞納督促、それと催告関係の収納業務、これら業務をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。再質疑を行わせていただきます。

結局今見積もっていらっしゃる効果といいますか、人件費削減分というのの数字をちょっと出していただければと思います。

あと、この場合、一応限度額ということですので、恐らく入札にかけられると思いますけれども、そうしますとこの限度額より当然また減額が期待できると思いますか、予測されるのかということと、あと個人情報に関しましては、今回個人の特にお金に関する情報でございますので、そこら辺のセキュリティー管理というものはしっかりやっていたかかないと、これからはアウトソーシングというのがある程度、外部委託は時の流れですから、このこと自体の根幹を揺るがすことにもなりかねませんので、その点についてはしっかりと頑張っていたかということ結構ですけれども、要望させていただきます。

あと、入札の際に、今検討されているような答弁でございましたけれども、内容について業者に対してはそれを実際示すのか、金額的なものだけで終わるのかということについても確認のために伺わせていただきます。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えいたします。

業務委託によりまして人件費の削減というものが主なものになるわけではありますが、先ほど課長の方から答弁させていただきましたように、現在かかっております費用と、それから今回見積もりをいたしまし

た、債務負担行為をお願いいたしました額の差額でございますが、1年当たりに換算いたしますと約2,500万円でございます。そして、さらにこの額につきましては、ただいま議員さんお話のとおり上限でございます。こちらにつきましても、水道の使用料と下水の使用料、合同徴収することによりまして、この額につきましても、合同ということになりますと、単価的にはできればこの額の2分の1程度にしてまいりたいというふうに私ども考えております。と申しますのは、水道と下水道につきましては、使っております各家庭が同一でございますので、同一的な合同の徴収になりますので、単独のものをそれぞれ一つに合わせて行うというふうな、そういったような業務の効率性から考えますと、そのようにしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一点でございますが、契約等に際しましてでございますけれども、ただいま申しましたように、守秘義務の問題、それから個人情報の問題、これらにつきましては契約条項の中におきまして、個人情報の漏えい、それから保護、そういったようなものにつきましては契約条項の中に明記してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺です。

ただいまもご質疑あったわけですが、1点は、この業務委託が水道企業団での業務委託が先にあって、下水道はそこに一緒にのっかっていくというようなお話も聞いたのですが、そのあたりで例えば入札というのは、水道企業団は水道企業団で、下水道は下水道でやるという形になるのでしょうか、そのあたり、水道企業団との関係をもうちょっとご説明いただけないかと思えます。

それから、やはり人件費の削減等で1年に2,500万円ほどの削減効果があるというふうに伺っているのですが、本当に今ご質疑もあったように、個人のお宅に公の料金を徴収に行くというのが業務委託先でいいのかという点では、セキュリティーに頑張っていただくというのはあっても、やはりとても不安が残ります。そういうところで、例えば滞納者のお宅にもこの委託先が行くことになるのかとか、そこで払えない、払えるとかというようなやりとりも、その方がやって、どう決定をしていくのかとか、そういう点、どういうふうにしていらっしゃるのか。

それから、例えば業務委託ではなくて、臨時職員とか嘱託員とか、そういう方々を採用して徴収に当たっていただくとか、そういう方法は考えられないのかとか、アウトソーシング云々の話もありましたけれども、やはり公の業務をそう簡単に民間に委託をしていいものではないというふうに私は考えますので、そのあたりお答えいただければと思います。また、これについても近隣の状況、動向はどうなのかということについても、わかっている範囲でお示しいただければと思います。

以上です。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） それでは、今回の徴収委託につきましては水道との関係ということでございます。先ほどもちょっとお話し申し上げましたけれども、現在の利用の実態を考えますと、水道につきましては坂戸、鶴ヶ島全区域に普及いたしております。その中の一部で現在下水道が普及をさせていただいておりまして、現在普及率57%ということでございまして、そういったしまして下水道の使用料の算定の根拠

となりますのは水道を使用した量、ボリュームでございましてけれども、水道を使用した量によりまして下水道料金が決定してまいります。そういたしますと、水道料金と下水道料金というふうなものの根拠となります、もともとなります量は、上水道をどのくらい使ったのかによって下水道の使用料が決まる、こういうシステムとなっております。そういたしますと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、利用者からいたしますと、遠くから転入された方からは強く言われておりますが、水道料金と下水道料金は一体として対応してもらえないだろうか。両方から別々にお話をもらっても、なかなか対応しにくいというお話も現実としてはあります。

今回の場合につきましては、そういったような価格が、使用料が決められる根拠の問題、それから利用者、お客様のそういう声を考えていったときに、そしてなおかつまた事務の効率化というふうなことを考えた場合に、同時に徴収をさせていただくのが最もよい方法であるというふうに私ども認識したわけでございます。そしてこのことにつきましては、やはり下水道がどうしても先行いたしまして全部のものを決めていくというわけにもなかなかまいりません。と申しますのは、先ほど来申しますように、水道の使用量によって決まることでございますので、それでございますので、水道企業団と今まで事務的な打ち合わせを進めまして現在に至っておるわけでございますけれども、水道企業団がまずどのような委託方法でいくかという、その実態と申しましょうか、事務は先行いたしております。これに私ども組合も一緒になりまして、どのような方法で委託方式をとるのがよいのかということについては、合同して現在まで考えさせていただいております。既に水道企業団におきましては、それぞれの業者さんから事業計画書を提出いただきまして、これらにつきまして私どもの方も、オブザーバーという形でございますけれども、一緒になりまして、それらについての内容を確認させていただいております。

これらに基づいて、今回この予算をお認めいただきましたならば、それらのものをさらにまた私どもも一緒になって参考にさせていただきまして契約の相手方を、水道の料金の徴収と下水道の料金の徴収は同一人に委託してまいりたいと、そして合同の徴収をしてまいりたいという予定で進めさせていただくものでございます。

そしてまた、1年間に約2,500万円という人件費のお話を最初いたしました。これは、今の見積もりをいたしました4億九千幾らという現在お願いをいたしております数字でございますけれども、これはやはり業務委託をする中におきましては、できるだけ財政的な効果も考えてというふうなこと、それから私ども組合で行いますのは、やはり組合の業務を全部進めながらこの業務を行っておりますので、件数的にも22万件というふうに比較的少ないわけでありまして、ところが、これを業務委託することによりましては、その受託いたします業者の方はどういうことになるかまだわかりませんが、一元的にやっておりますと、やはり多くの件数を一元的にやっておりますので、やはりこのスケールメリットも当然私ども期待をいたしております。そういうふうなことから、人件費相当分、現在かかっておるものの3割程度はこの見積もりの中では減じまして、予算の方を、限度額を設定させていただいております。

そして、先ほど来からでございますように、先ほども山中議員さんからお話ございましたが、現在アウトソーシングにつきましての機運が高まっております。この関係につきましても、地方自治法の中で、使用料、それから賃借料、こういったようなものにつきましては民間に委託ができるという条項がございます。これらに基づきまして、今回の業務委託につきましては、法的な位置づけにつきましてはございまして、

これによりまして委託をしたいわけでありませう。

そしてまた、近隣でのその状況でございますけれども、この近辺におきますと日高市、それから東松山市も行ってあります。つい最近でいきますと、川口市がここで始めたというふうになっております。この近辺におきまして、民間によりましてところの徴収の委託が広がりつつあるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） では、1点だけ要望をさせていただきたいと思っております。

今税務署とか消防署とか、にせ税務署員、消防署員が訪ねて行って物を買わせるとか、いろいろな事件も時々聞くようです。そういうことに際して、そういう委託をしたところの徴収員の方々に、ネームプレートですとか身分証明書とか、そういうものの発行をきちっと、当然お考えになっているとは思いますが、していただいで、事故の起きないように最大限の努力を図られるよう要望して終わります。

○議長（石川 清君） 13番、高橋信次議員。

○13番（高橋信次君） 補正の同じような質問になっていくわけですが、経費的には約3割カットされると、このような方向でいった場合。その経費の削減はわかったわけですが、いわゆる徴収率、これにつきましては、先ほどの決算の監査意見の中にも「使用料の徴収率向上に努力し、各種財源を確保する」。それから、同様なことが7ページにも記されているわけですが、この方式によれば徴収率をどのくらいに設定できるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、料金徴収につきましては、水道、下水道だけではないわけでございます、ガスですとか電気も徴収業務があるわけですね。民間については、このような方法がとられているのかどうかをお聞かせを願いたいと思っております。

それから、先ほど小寺議員さんが心配されておりました、いわゆる不納欠損というものが生じております。今度の決算にも924件ですか、出ているわけですが、この徴収業務によって、不納欠損ということはいわば徴収放棄に当たるわけでございますから、これらの決定が民間に委託して容易にそのような不納欠損として認定できるのかどうか、この辺が問題が残ると思っております。そこに民間業者のさじかげんとか、そういうものが作用するということは公平性も欠くわけですから、この辺についての配慮がどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（石川 清君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

実はプロポーザル方式の関係でございますけれども、今後契約の方を進めていく中で、契約の条文の中に収納の確保ということの条文を考えております。その中で目標値の設定、いわゆる収納率の目標値の設定をしまして、それを監修するというような形で現在考えております。

それから、不納欠損の関係につきましても、やはり最終的には処分は組合の決裁事項でございますので、下水道組合が決裁をして、それで指示をするというような形で、不納欠損、処分関係についてはそのような、組合のもちろん主導で考えております。

その次に、ほかの団体ではどうかという話でございますけれども、ほかの団体というか民間ですけれども、東京電力については、集金は事業所ごとに契約して集金員を募集して集金していると。口座振替につ

いては、システムは東京電力が一括徴収していると。それから、NTTドコモの関係ですけれども、集金業務はなく、毎月15日に口座、クレジット、コンビニで徴収請求書から収納までドコモが行っていると。それから、ガス関係ですけれども、坂戸ガス、やはり集金は直営で行って、口座のシステムについては銀行、コンビニだけだと。それから、NTT関係ですけれども、NTTとNHKについては、やはり訪問徴収、引き落としは顧客名簿によりシステムにて落としているというような、民間の状況はそんな状況でございます。

最終的には、国の方からも今言われておりますのは、総合的に水道、下水あるいは電気、それも含めてトータル的な考え方のような話も現在出ておりますけれども、現状においてはこのような状況になっております。

○議長（石川 清君） 13番、高橋信次議員。

○13番（高橋信次君） 先ほど目標値をお聞きしたわけでございますので、明確にお答えをいただきたいと思えます。

それから、処分、いわゆる不納欠損につきましても、組合で行うということですが、徴収業務をやっていないわけですから、どのような状況にあるかというのは実際組合は把握できないはずだと思うのです。この辺について、どういうふうに認識を持っておられるのか。

それから、水道企業団で業者選定を行っているわけですが、この選定の時期がいつなのか、先ほど質問するのを忘れてしまいました。いつ業者を決定するのか、その辺をお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（石川 清君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

目標値の関係ですけれども、現在契約の段階ではないのですけれども、予定というか案といたしましては、年度末における収納率当年度調定額の90.31%以上ということで調定については考えております。それから、年度末における過年度の収納率は99.83%以上ということで設定値を現在考えているところでございます。

それから、実施時期といいますか、いつからということにつきましては、本日今議会でご議決いただきました後に、先ほど局長から話がありましたように、水道の方とも協議させていただいて、その時期は設定していきたいというふうに考えております。

○議長（石川 清君） 13番、高橋信次議員。

○13番（高橋信次君） 目標値は93.1%、現年度分で。15年度決算で……

〔「90.31」の声〕

○13番（高橋信次君） 90.31ね。決算書によると、現年度分で98.4%あるのです。逆に甘くするというのはどういうことなのか、その辺をお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、水道企業団の方でこの入札を行うということで、聞いたところによりますと、きょうその業者が選定されるということなのです。そうすると、この債務負担行為の補正が現年度、今年度は伴わないのだと、それで平成21年度までになっているということなのですが、だとするならば、この限度額が4億9,122万、きょう業者がはっきりするのであれば、この限度額ももっと近い数字が出せたと思うのですが、12月議会でもよかったのではないかとこのように私は思うのですが、その辺の判断をお聞かせください。

3回目になってもうないのですが、質問の機会が。質問が足りなかったところは、また後ほど議会でなくしてお聞きしたいと思います、今の質問だけお答えをいただきたいと思います。

○議長（石川 清君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

設定値につきましては、組合においては99.83%を目標値として置く予定でございます。それは、5年間のトータルとしての99.83%で考えておりまして、そういう設定値を考えております。

〔「現年度も」の声〕

○事務局次長（柳沢 弘君） 現年度につきましては、先ほど決算書の中にありましたように、98.4と出ておりますけれども、それ以上の数字の要するに99.83%の設定をしておりますので、それを目標値として設定させていただきたいと思っております。

〔「ちょっと休憩」の声〕

○議長（石川 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議長（石川 清君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「ほかの答弁は」の声〕

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） 今回9月議会でこの補正予算をお願い申し上げました。これは、それぞれの準備の都合もございまして。と申しますのは、業務委託につきましては、いろいろな業務そのものが電子計算処理をされるという点、そういったとやはりシステムの開発等の問題もございまして、今回の9月の議会におきましてこの補正の方をよろしくお願い申し上げるわけでございまして。12月になりますと、システムの開発、それからテストを行いまして来年度から本格稼働ということになりますと、やはりその期間的な問題もございまして、準備の期間等を考えますと今議会に補正予算をお願い申し上げるものでございまして、よろしく願いいたします。

○議長（石川 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（石川 清君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

- 議長（石川 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（石川 清君） 日程第6、工事請負契約の締結について（議案第12号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
伊利管理者。

- 管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第12号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本工事は、鶴ヶ島市一本松及び新田土地区画整理地区の雨水排水及び浅羽地区等周辺雨水排水のための重要な雨水幹線として、昨年度に引き続き坂戸市大字浅羽地内の県道日高川島線から東武越生線までを平成16年度から平成17年度までの2カ年度工事として布設するものであります。

工事の概要につきましては、管径2,000ミリメートルの雨水管をミニシールド工法により299メートル施工するものであります。

工事請負業者につきましては、去る6月30日の工事請負業者等指名委員会において、条件付一般競争入札によることとし、入札参加条件については構成員を2社とする特定建設工事共同企業体の方法とし、構成員は本組合に対し、契約権限を有する本店、支店等が土木一式工事として本組合の競争入札参加資格者名簿に登録されていること等の条件を付したところであります。入札を8月23日に執行いたしましたところ、16共同企業体が参加し、第1回目の入札において、最低価格3億7,170万円にてフジタ・島村特定建設工事共同企業体が落札いたしました。

なお、工期につきましては、契約締結日から平成17年11月30日とし、ここに本契約について議会のご議決をお願い申し上げる次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（石川 清君） これより質疑に入ります。

8番、小寺由香子議員。

○8番(小寺由香子君) 8番、小寺です。議案第12号について1点だけお尋ねをしておきたいと思います。

この工事は、鶴ヶ島の一本松土地区画整理事業の進捗にも非常に大きくかかわってくる重要な、待たれている工事ではありますが、一番最後に入札経過調書というのがございます。これの入札価格と、それから組合の設計価格と、それから最低制限価格の関係の質疑になりますけれども、そもそも最低制限価格というのは、それより下回ってしまったら工事の安全や労働者への賃金等々、ここが限度だよという線を引いていらっしゃるということではあると思うのです。

まず一つは、組合の設計価格と最低制限価格との差が8,900万あるということからして、この最低制限価格というのがどういう根拠を持っているのかということですか。つまり公共事業においては今財政厳しいですから、少しでも安く上げようという、入札の条件がそんなふうになっているわけですが、であるならばこれだけでできるという設計価格にしてもいいのではないかと。それ以下の8,900万円も下回る最低制限価格というのがどういう意味を持つのかということと、それから今回の16業者のつけている価格にしても、一番低い3億5,400万というところに落ちているわけですが、それ以下、つまり2億円台をつけるような業者はいなかったということから見ても、この最低制限価格というのの根拠が危うくはないかという点で伺っておきたいと思います。

○議長(石川 清君) 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長(金子久夫君) お答え申し上げます。

最低制限価格の設定の方法でございますが、これにつきましては中央公共工事契約制度運用連絡協議会というのが国にごさしまして、その協議会で出された低入札価格調査基準に準拠して設定されております。この最低価格の根拠でございますが、基本的には積算方法がございまして、直接工事費につきましては100%、それと共通仮設費及び現場管理費につきましては5分の1、これを両方足しました金額、また工事によっては特別なもの等もございまして、そういう特別なようなものについては、その金額、設計額全部ということになります。これらの金額に3分の2から10分の8.5の範囲内で決定権者が定める割合を乗じて得た金額が最低価格になるわけでございます。この最低価格につきましては、先ほども議員さんの方からありましたとおり、工事の質の低下等を防ぐということで、こういう最低価格制度が設けられておるものでございます。

以上でございます。

○議長(石川 清君) 8番、小寺由香子議員。

○8番(小寺由香子君) 再質疑を行います。

今ご答弁があったわけですが、最低制限価格がそういう根拠を持つものだとしたら、組合のこの予定価格、設計額はなぜ8,900万円も高いのかということで、この幅は何なのかということで質疑します。

○議長(石川 清君) 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長(金子久夫君) お答え申し上げます。

この差につきましては、基本的には先ほど言いました、設計額がここに書いてある3億幾らという設計額になっております。それで計算したら最低価格になる、それが8,000万円の差ということでございます。

〔「先ほど何か間違っているんじゃないかかって言ってたよ」の声〕

- 事務局次長（金子久夫君） 設計価格につきましては、一応基準等設けてありますので、それに基づいて設計された額でございます。
- 議長（石川 清君） ほかに質疑ありますかでしょうか。
〔「なし」の声〕
- 議長（石川 清君） これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
〔「なし」の声〕
- 議長（石川 清君） 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
これより議案第12号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声〕
- 議長（石川 清君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

- 議長（石川 清君） 日程第7、一般質問を行います。
通告者は3人です。順次質問を許します。
7番、大山茂議員。
- 7番（大山 茂君） 7番、大山です。ただいまより通告に従いまして、西坂戸地域し尿処理施設について及び特別使用について一般質問を行います。
西坂戸第1ポンプ場など西坂戸地域し尿処理施設は、当初はいわゆるコミプラとして昭和46年に供用開始となったかと思えます。平成2年4月からは、下水道組合管理となった経過があります。下水道中央幹線への接続は、その時点からの懸案となっているものです。一方、この西坂戸地域し尿処理施設は、築三十数年にもなろうとしており、建物の老朽化はもとより、補修する必要がある部分が多々あるのではないかと思います。そこで、5点質問いたします。
第1点、西坂戸地域し尿処理施設の処理能力については、どのような能力があるのでしょうか。
第2点、それと関連し、放流している葛川への影響をどのようにとらえているのでしょうか。県の西部環境事務所の水質検査との関係も含めてお答えください。
第3点、自家用発電設備は、14年度調査設計という経過があったと思えますが、この自家用発電設備について現状はどのようになっているのでしょうか。
第4点、昭和46年に供用開始してから33年も経過をしています。それぞれの施設の耐用年数はあとのくらいと見ているのでしょうか。
第5点、中央幹線が西坂戸へ接続するまでの間の補修などの対策についてお尋ねします。

次に、下水道条例に基づく特別使用についてお尋ねします。15年度行政報告書によりますと、当坂戸、鶴ヶ島下水道組合における事業認可面積は、本年3月31日現在で1,494.6ヘクタールです。それに対し処理区域面積は1,178.4ヘクタールで、15年度の1年間では20.2ヘクタールの増にとどまっています。下水道事業を積極的に広げていくことを望むところですし、高い普及率となるように長期計画を持っていただきたいところですが、諸条件を見ながら市街化が進んでいる地域を中心に事業区域の拡大を進めてほしいところです。前回6月議会における一般質問の際に、中央幹線が延伸された際、下水道事業区域を広げる考えを問うたところ、下水道条例第27条に基づく特別使用という方法があるとの答弁がありました。この27条には、公共下水道の管理上支障がない場合で必要と認められたものに限り、下水を排除するために特別使用を許可することができるとあります。この条文にあるように、特別使用を積極的に適用していくことにより、下水道未整備地域の住民の切実な要望に対して少しずつでもこたえていけるのではないのでしょうか。そこで、2点質問します。

第1点、第27条に基づく特別使用について、現状での適用状況はどのようになっているのでしょうか。坂戸、鶴ヶ島管内以外の近隣市町村の場合なども含めてお答えください。

第2点、下水道区域拡大を目指して中央幹線を延伸したときでの積極的適用の考えについてお聞かせください。

以上、第1分野5点、第2分野2点、合わせて7点の質問への答弁、よろしくお願いします。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず、西坂戸地域のし尿処理施設に関しましてでございますけれども、処理能力につきましては1日当たり2,000立方メートルでございます。

なお、処理水につきましては、ただいまお話のように河川放流でございまして、葛川へ放流いたしております。

放流水の水質につきましては、水質汚濁防止法に規定をされておまして、この放流水の水質基準値を守ることはもとよりでございまして、より以上の基準になりますように維持管理に努めているところでございます。

なお、ご質問にございました西部環境等とお話でございました。地域し尿処理施設につきましては、一般的にBOD、生物化学的酸素要求量でございますが、こちらの基準値は30ppmとなっております。当処理場の昨年度の状況を見ますと、大体この6分の1でございまして、大体5ppm台でございまして、それからSSでございますが、浮遊物質量につきましては、こちらの施設につきましては70ppmでございますが、放流水の状況、年間通しますと大体6.0でございまして、11分の1程度の状況でございまして。

続きまして、自家発電設備、すなわち非常用の場合の電源の関係でございますが、こちらにつきましては、非常用の場合におきますところの方法等につきまして種々検討いたしました結果、東京電力からの2回線の受電方式によりまして、こちらにつきましては対応することが最良であるということになりました。現在この2回線の受電のための工事を施工中でございまして。

次の4点目でございますが、施設の耐用年数の関係でございますが、こちらにつきましては一般的に躯体部分、コンクリート構造等でございまして、こちらにつきましては50年というふうに言われております。

また、機械設備等につきましては、それぞれによって異なりますが、おおむね7年から25年ぐらいであるというふうに言われております。

次の5点目の施設の維持の対策の関係でございますが、こちらにつきましては平成10年度におきまして西坂戸の処理場につきましては現状調査を行いました。施設の機能診断を実施したところでございます。この実施診断の結果、総合的な維持計画を策定いたしておりますので、この計画に基づきまして維持管理を実施しておるのが現在でございます。これからにつきましてもこの実施計画に基づきまして実施をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、大きい2点目でございますが、特別使用の関係でございます。特別使用の関係につきましては、ただいまご質問ございましたように、下水道条例第27条に規定されております特別使用でございます。この27条に基づきまして、組合におきましては特別使用に関する取り扱い要綱を定めております。これによりまして、接続対象要件を満たしているものにつきましてこの特別使用を許可するという事になっておりまして、許可の要件等につきましては、大きく分けると4点ほどございます。この要件に該当したものが許可をするものでございまして、平成15年度におきましては8件の特別使用を許可いたしております。

次に、特別使用の適用につきましてのご質問にお答えをいたします。お話のように、特別使用の範囲を広げることにによりまして普及率は高まります。しかし、御高承のとおり下水道組合で行っております公共下水道事業につきましては、都市計画法に基づきますところの都市計画事業として行うこととされております。現時点におきましては、市街化区域をまず整備をしていくということで都市計画決定をされております。したがって、中央幹線等が延伸された場合、その周辺の調整区域への下水の接続の問題につきましては、特別使用、そしてまた全体を見るということになりますと、今後構成両市の都市計画事業の位置づけによりまして検討してまいるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 7番、大山茂議員。

○7番（大山 茂君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、西坂戸地域し尿処理施設の方についてですが、建物の耐用年数は50年というふうなことからすれば、まだまだ使えるというふうなことですが、施設によって7年から25年というふうなことのようであります。これは、いずれにしても下水道中央幹線をできるだけ早く延伸をしてほしいというふうに思いますが、この耐用年数の50年との関係ではまだまだであります。しかしながら機能実施診断によって維持管理のさまざまな計画を立てておりますが、再質問といたしまして、これは6月議会のときの質問よりも、できればこの西坂戸地域し尿処理施設との関連で発展させた上で答弁をいただきたいのですが、下水道中央幹線、この辺の特に施設の維持管理との関係で、さまざまな限界があるかと思っておりますので、下水道中央幹線、西坂戸地域への延伸についての見通し、施設の維持管理との関係でできるだけ早くお願いしたいところですが、中央幹線接続の見通しについて、この点では再質問させていただきます。

特別使用についてですが、15年度8件ということでございます。この特別使用の場合に、費用負担、特別使用を申し出た者に対する費用負担は、特別要綱の方に含まれているかと思っておりますが、この費用負担については具体的にはどのようなになっているのか。

以上、再質問2点、よろしくお願いします。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

中央幹線の延伸の見通しでございますけれども、中央幹線につきましては、現在事業認可を得ておりますのは市街化区域でございます、県道日高川島線の一本松の区画整理の西端まででございます。これから先につきましては、前回もお答え申し上げましたが、約5キロほどでございます。こちらにつきましては、まだ事業認可に至っていない状態でございます、下水道の全体の進捗状況を見ながら、私ども組合といたしましてもできるだけ早期に延伸をしてみたいというふうに考えておりますが、全体の下水道事業の中を見まして計画をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、特別使用に当たりますところの費用負担の関係でございますが、特別使用につきましては工事等の費用につきましては、特別使用を申請された者ということになっておりまして、特別使用につきましてはその使用者の負担ということでございます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 7番、大山茂議員。

○7番（大山 茂君） それでは、要望をさせていただきます。

特別使用について、費用負担は申請をされた者の負担というふうなことでありますが、今回の一般質問では、いずれにしてもこの特別使用、できるだけ多くの人に供給できるような、そういったことを求めるところでありますが、この特別要綱を今後見直していく場合に、個人住宅でもできるだけ可能となるような、そのような費用の負担割合となるような、そのように要綱の見直しをしていただければというふうなこと、これは要望であります、お願いしたいと思っております。

順序が逆になりましたけれども、いずれにしても6月議会のときにも強く要望しましたけれども、下水道中央幹線西坂戸までの延伸は早期に実現できるように、下水道組合全体の力でぜひよく検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（石川 清君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を行わせていただきます。

まず、1問目、下水道組合の視察からと題して質問させていただきます。坂戸、鶴ヶ島下水道組合として、本年7月の26日、27日に東京都有明の下水処理施設と長野県白樺湖の下水処理施設を視察いたしました。その際、東京の有明水再生処理場におきましては、東京は下水普及率100%ということで、今後は管理から経営の時代というようなお話もいただいて、見聞を新たにいたしましたところでございますけれども、施設といたしましては最新式の施設ということで、さまざまな本市がこれから行っていくであろう高度水処理について勉強させていただきました。

(1)として、高度水処理の隣、窒素除去に関しまして、去年は猪苗代湖などでA O方式を学びましたが、このたびの視察した有明の水再生センターでのA 2 O方式の方が最新との説明を受けました。

アとして、両方式の違いについて。

イとして、その両方式のメリット、デメリットについて。

ウとして、石井水処理センターに今後取り入れる場合については、どちらの方式を採用するべきかについてお伺いをいたします。

(2)として、白樺湖、有明の共通する高度処理の方法に砂ろ過がありますが、当組合での導入についてどのように検討がなされているでしょうか。

(3)として、塩素殺菌にかわるオゾン方式も有明水再生センターで視察し、ヨーロッパではこちらが主流との説明を受けました。アメリカが塩素方式であるため、日本は塩素方式が主流になっているとのことですが、当組合としてどのように取り組まれていますか、それについてお伺いをいたします。

続いて、大きな2番として、オイルボールの対策はということで質問させていただきます。公共下水道污水管が布設していない地域、これは下水道の計画がまだ行われていない市街化調整区域での話でございますけれども、そういった沿道のラーメン店の排水がにおうという苦情を受けまして、早速現地へ赴いて、そして確認をした上で、当市、鶴ヶ島市の生活環境課で対応していただきました。生活環境課といたしましては、当ラーメン店に対して話し合いに行き、今後の対応について、そのラーメン店からさまざま申し入れがあったということでございますけれども、合併浄化槽自体は整備しておりましたけれども、許容範囲を超えていたということでありまして、清掃を頻繁に行う等の対策がもたらされました。家庭雑排水でも、オイルや食用油は下水や川を汚す大きな原因ですが、現状の対策について伺います。

(1)として、飲食店など大量の油を使うような事業者への整備の規制はどうなっていますか。

(2)として、合併浄化槽の場合は、それぞれの市町村の管轄でしょうが、最終的には公共下水道、雨水管等に流れてきます。規制などはありますか。

(3)として、当組合の施設におけるオイルボールなどの状況はどうですか。

(4)として、このような対策をどのようになされていますか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(石川 清君) 田中事務局長、答弁。

○事務局長(田中浅男君) お答えをいたします。

初めに、高度処理のA O並びにA 2 O法の違いについてでございますけれども、A O法につきましては、嫌気好気活性汚泥法とも呼ばれておりまして、生物を利用して水質中の磷を除去するものであります。また、これに引きかえましてA 2 O法につきましては、嫌気無酸素好気法とも呼ばれておりまして、生物反応槽を嫌気状態、そして無酸素状態、好気状態に分割をいたしております。そして、その中を汚水が流れるわけでございますが、それぞれの微生物の特性を利用いたしまして水質中の窒素と磷を除去するものでございます。したがって、両者の違いを大きく見ますと、A O法につきましては磷を除去する、A 2 O法につきましては窒素と磷の両方を除去するという事に相なろうかと思っております。

続きまして、両方方式のメリット、デメリットでございますけれども、まずA 2 O法の関係を申し上げますと、メリットとして考えられますのは、ただいま申し上げましたように窒素と磷を両方除去できるということでございます。そして、それらの効果といたしましては、植物プランクトン等の活動を抑えられますので、閉鎖性水域の湖沼ですとか湾におきますところの赤潮、アオコ等の発生を防ぐ効果がございます。これに引きかえましてデメリットということになるかと思っておりますけれども、A 2 O法につきましては

は、反応槽での対流時間が長く必要でございますので、どうしても施設に大きな容量が必要となる。そしてまた、多くの時間を要しますので、循環ポンプ等も増加いたしますので、ランニングコスト面も増加をいたすこととなります。

一方、これに引きかえまして、A O法のメリットでございますが、こちらにつきましては既存の標準活性汚泥法施設、これらを改造することによりまして対応できます。そして、ランニングコストも低く抑えることができますし、また操作性もよい点が挙げられます。しかし、デメリットということに相なるかと思いますが、先ほど申しましたように、燐のみの除去でございますので、窒素が除去されないという点がございます。

続きまして、ウの石井水処理センターにおきます今後の取り組みの関係でございますが、石井の水処理センターにつきましては、将来計画といたしましては高度処理を考えておりますので、これら環境問題につきましては日々進歩いたしております技術でございますので、計画策定時点におきまして石井水処理センターに最適な方法を検討してまいりたいと考えております。

次の水質中のSS、これは浮遊物質でございますが、これを除去する方法といたしまして砂ろ過の問題がございます。石井水処理センターにおきましては、一部を既に砂ろ過をいたしております。処理水を砂ろ過いたしまして、石井水処理センター内で使っておりますトイレの洗浄水に再利用いたしております。今後高度処理計画を策定する時点におきましては、最適な方法を検討してまいりたいと考えております。砂ろ過ですとか膜ろ過、いろいろな方法がございまして、最も適する方法はどれであるのかということ、その時点での最新技術の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、処理水の滅菌方法についてお答えをいたします。ご質問の処理水の滅菌につきましては、主に次亜塩素酸ソーダ、それからオゾン、この二つの方式がございまして、それぞれに特徴、特性がございまして、下水道組合といたしましては、維持管理の容易性、経済性、さらに安全性等の面から、次亜塩素酸ソーダによりましてところの処理水の滅菌を行っております。

続きまして、大きい2番でございますが、オイルボール対策に関しましてお答えをいたします。油類を使用いたします事業者につきましては、下水道組合におきましての基準がございまして、除油装置、油を除く装置の設置が義務づけられております。これによりまして公共下水道への接続の条件となっております。これらを徹底してまいりたいというふうに考えております。

次に、合併浄化槽の放流水の関係でございますが、合併浄化槽の放流水につきましては、道路側溝等を伝わりまして最終的には公共水域でありますところの河川または公共下水道の雨水施設へ流れてきます。公共水域の水質に関しましては、水質汚濁防止法が適用されますので、この法の規定によりまして管理をしていただくことに相なります。私ども下水道組合につきましても、この基準に基づきまして雨水施設につきましては管理をしております。

次に、当組合の施設におきましてのオイルボールの発生はということでございますが、当組合の施設におきましてのオイルボールの発生はございません。

次に、油脂類、油類に対しましての対策でございますが、こちらにつきましては飲食店など多量の油を使用する事業者につきましては、オイル粗集器、オイルを取る、オイルと水部分ですが、分離する装置をつけることが基準で決まっております。しかし、これらの装置をつけたといたしましても、これらの

管理が適切に実施されませんと、油分が管渠に付着いたしまして、最終的には下水管の管渠を閉塞することになるおそれもございます。組合といたしましては、管渠等の巡視とあわせて事業者への指導と、必要に応じましては立入調査を行っております。今後につきましても継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

特に高度水処理ということは、特に東京湾に流入する河川におきましては、今後基準等が厳しくなる等で必ずというか、将来的には取り入れていくということで、それぞれA〇法、A2〇法と説明ありました。たしかA〇法に関しましては、その後、薬剤によって窒素分は除去するというか沈殿させるようなことが、昨年の視察でしたけれども、あったと思いますので、その点デメリットも克服できる部分があるのかなということで、ちょっと確認でお伺いをさせていただきます。

いずれにいたしましても、こういった形で河川、環境のことに対して下水道組合としても、処理場があるからいいではなくて、徐々にそういった基準も厳しくなっているということ、昨年平成15年の10月からホームページ等も当組合としては開設をされておりますし、そういった今の環境の状況とか、またそれに対するこういったものがあるとかの説明とか、そういったものも広報等に載せていただければな、広報というかホームページ等を利用してやっていただきながら周知徹底をしていただきたいなど。2番目にもかわりますけれども、結局家庭雑排水が大きな河川の汚れの原因ともなりますので、そういったことではかえって下水道事業の本来の目的に対しても有効であるかなと思います。それは要望で結構です。

2番目に関しましては、オイルボール等直接の流入は石井の水処理センター等にはないということなのですけれども、これも今とダブりますけれども、結局は特に油関係は家庭雑排水でも下水や河川を汚す大きな原因となるということで、9月10日はちょうど下水道の日ということもございまして、こういったときを利用して、また周知徹底等に邁進していただければと思っております。

以上で1回目の確認だけお伺いさせていただいて私の質問とさせていただきます。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

A〇法を使いましての窒素の除去ということでございますが、こちらにつきましても研修でも学んでまいりました。現在の標準的な循環型ではなくて、循環変法によりまして、これをあわせて、凝集剤を使いまして窒素を除去するという技術も現在できております。A2〇法までの施設に至らなくても、そのような施設を組み合わせることによって、窒素と磷が同時に除去できるという装置もございます。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 次に、8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺由香子です。きょうは珍しく午後にもわかりましたし、私が最後でもあるということで完結にさせていただきます。

1点目は、要望性の高いもの、2点目はもう本当に純然たるご質問でございます。

1点目としまして、小規模事業登録制度の創設で市内の零細業者支援をということ、それにつつま

して、現在の入札登録業者、指定工事店等の構成市内、市外の割合についてお尋ねをしたいと思います。

2点目として、近年の落札業者の構成市内、市外業者の割合についてお伺いしたいと思います。

3点目ですが、小規模事業登録制度の創設で、備品、そして消耗品等も含め、また指定業者等でなくてもできるような小工事等をできるだけ構成市内の多くの業者にさせていただきたいということで、1点目の小規模事業登録制度については既に両構成市でも何年か前からもう始めて順調にいつている状況です。そして、埼玉県内の小規模事業登録制度が導入されていない自治体は、わずかに6町7村のみです。それで、恐らく今回のように組合にこういう制度を導入してほしいというのは初めてかなというふうに思うのですが、何も難しいことでなし、予算が余分にかかるわけでもなし、庁内でそういうシステムづくりといひますか、意識を持っていただければできることであり、そのことが小さい業者の倒産を防いだり徴収にもいい結果を及ぼすということで、ぜひこれは創設、ここですぐに、はい、やりますという返事は当然聞けないと思いますけれども、創設をするということに向けて文字どおり前向きの検討を始めていただきたいということでよろしくお伺いしたいと思います。

2点目ですが、埼玉県内今非常に交通事故の状況では、非常に不名誉な日本一というような状況がございます。鶴ヶ島においても事故等多いわけですが、公用車の事故ということも当然ふえているのではないかと。

1番目としましては、当組合における組合庁用自動車事故はどのような状況であるかという点です。

それから、例規集を見ますと、この組合での公用車での事故についての規則、規程がありまして、審査委員会というのが持たれていると。この審査委員会の構成メンバー、またその都度開かれるのかどうかという、その状況について、アとしてお尋ねします。

イとしては、事故処理完了報告書の提出もするというので、これもどれだけいて、どういうふうに、どこが管理をしていらっしゃるかと。

それから、ウとして、三つ目に職員に対する求償というのも書いてありまして、公務で職員に対して求償というのは余り例はないのではないかなとは思いますが、もしありましたら、どういう件だったのかということで、これは参考にさせていただくためにお伺いするものです。

以上です。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず、入札登録業者の関係でございますが、全体につきまして市内と市外で見てもまいりますと、市内につきましては17.4%、市外が82.6%でございます。総計の業者数は1,170社でございます。それから、指定業者でございますが、指定工事店ということになります。こちらにつきましては市内が40.6%、市外が59.4%、全体の業者の数、指定工事店の数は170社でございます。

続きまして、2番目でございますが、落札業者の関係でございます。構成市内、市外ということでございます。これにつきましてはいろいろな業種にまたがりますので、土木、舗装工事につきましてこの状況を説明させていただきます。まず、平成12年度でございますが、5年前からさかのぼりまして平成12年度につきましては63件の工事ございました。そのうち市内業者が93.7%、市外業者が6.3%ございました。平成13年度につきましては、53件でございます。市内業者の落札の率は、件数でございますが、

96.2%、市外が3.8%でございます。平成14年度につきましては、31件の工事でございます、すべて市内業者でございます。平成15年度につきましては、28件の工事でございます、そのうち市内業者が85.7%、市外業者14.3%でございます。平成16年度につきましては、9月14日現在で見えてまいりますと23件の工事でございます、そのうち市内業者が91.3%、市外が8.7%という状況でございます。

続きまして、小規模事業登録制度に関しましてお答えいたします。小規模業者登録制度の関係につきましては、先ほど質問にもございました構成市でございます坂戸市におきましては平成11年度から、また鶴ヶ島市におきましては平成12年度より本制度は制度化されているというふうに伺っております。当組合の現状といたしましては、下水道本管から宅地内への接続工事、こういったような工事が主なものでございます。一般的なあとは舗装の復旧等々でございますが、下水道組合におきましては、条例の規定によりまして、これら宅地内に接続いたします工事につきましては指定工事店制度をとっております。したがって、指定下水道工事店以外のものにつきましては、これらの工事はできないことになっております。

この状況をちょっと見てまいりますと、指定工事店の数は現在、先ほど申しました170社が登録されております。年間約1,300件の申請を受理しているところでございます。したがって、指定工事店制度は、小規模契約希望の登録制度、ほぼ同じような内容で運用されているというふうに認識をいたしております。下水道組合の現状から見ますと、本制度によりましての代替的なものというふうに認識をいたしております。ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、大きい2番目、公用車の関係でございますが、当組合におきますところの公用車の事故の状況についてでございますが、お話ございました坂戸、鶴ヶ島下水道組合庁用自動車事故処理規程が施行されたのが平成5年10月でございます。平成5年10月以降、今日まで11年間の間に発生をいたしました事故につきましては、残念ながら9件発生をいたしております。この内訳を申し上げますと、人身を伴う事故が1件、物損事故8件ございました。

次に、自動車の管理規則、それから事故処理規程に関しましてお答えをいたします。現在当組合所有の公用車につきましては12台でございます。これらにつきましては、組合の自動車等管理規則に基づきまして適正に管理をいたしているところでございます。また、公用車によりまして事故が発生した場合でございますが、先ほどお話ございました組合の庁用自動車事故処理規程に基づきまして、所属長が管理者へ事故報告を提出いたします。管理者は、損害賠償事案等を適切に処理するため、課長職以上で構成いたします庁用自動車事故審査委員会にこの案件を付議することになっております。審査委員会におきます主な審議事項につきましては申し上げますと、まず一つといたしましては損害賠償に関する事、二つといたしましては示談に関する事、3点目は職員に対する求償に関する事、そして4点目、その他必要な事項につきましては審議することになっております。また、審査委員会につきましては、審議終了後、その結果につきまして管理者に報告いたしまして、管理者の承認を得まして、所属長に対し、この処理につきましての指示をいたすことになっております。事故処理が完了いたしました場合につきましては、所属長から管理者へ事故処理の報告書を提出いたしまして、すべてが完結するものでございます。

なお、最後になりますが、職員に対しますところの求償でございますが、現在のところ職員に対します求償した事故は発生をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（石川 清君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺。再質問をさせていただきます。

1番のところで、入札登録業者に関しては市内が17.4%で市外が82.6%ということで、やっぱり鶴ヶ島、坂戸って余り大きな工事を請け負える業者がいないのかなというふうにも思ったのですが、落札業者の土木、舗装工事についての状況を伺ったところでは、かなりの部分市内業者が占めているというところで、ちょっと、えっ、そうなのというふうな思いがあって、これが実際であれば喜ばしいというか、ただ実情と入札登録業者の割合が余りに違いがあるので、もう一度改めてその辺は私が今言った理解でいいのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、小規模事業登録制度ですけれども、これは何も指定業者の分野までそうしろということではなくて、指定工事店というふうになっていなくてもできるもの、あるいはこの庁内の物品購入とか、そういうものということで、当然いろいろな規約があるわけですから、指定工事店でしかできないものを一般の登録者にさせろという意味は全然ありませんので、そのほかの、いろいろあると思うのです。今回決算に当たってもさまざまな物品が購入されているとか、それから実際には業務委託による庁舎内の改造とか改修とか、そういうことなんかを、何も指定業者ということではないわけですから、その意識の改革をぜひしていただきたいのです。庁舎が何かを購入するとき、それから指定業者でない工事もいろいろあると思うのです。そういうものに関して、できるだけ広く登録をさせて、そういう人たちにちゃんとしっかり稼いでもらって、払うべきものもしっかり払ってもらおうと、そういう考え方の発想を変えていただきたいなというところです。

公用車の関係では、平成5年から16年で9件ということで、ああ、意外と少ないのだなということで安心をしましたがけれども、ここ二、三年でどれぐらいかということで、限定してわかれば件数を教えてください。

○議長（石川 清君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず、1点目でございますが、指名参加願登録業者数の市内、市外の割合と、それから落札の割合ということでございます。指名参加願につきましては、広く全国から来ております。1,170社でございます。この中で市内につきましては、先ほど申しましたように17.4%、203社でございます。ところが、落札の状況を見てまいりますと、全体の中で9割以上が市内業者さんということでございます。これは、土木、舗装工事、それ以外のものもそうでございますけれども、できるだけ近くの業者さんをお願いできるものにつきましては近くの方をお願いしようということでございまして、指名ということ、それから一般競争入札ということに相なるわけでございますが、特に一般競争入札等につきましても日本国内全部ではなくて、ある程度範囲を区切りまして一般入札に参加できる範囲につきましても制限を加えております。できるだけ金額の競争を高くということになりますとオール日本の方がよろしいかというふうなことも考えられますけれども、やはり市内業者さんの育成、先ほどの小規模登録制度との絡みも考えてまいりますと、やはり近くの者にやっていただけるものにつきましては、近くの者をお願いしようということのあらわれだというふうに思います。

続きまして、庁用自動車の事故の関係でございますが、先ほど申しました全部で9件発生をいたしてお

りまして、近年、最近の状態ということでございますが、最近の状態で見えてまいりますと、平成13年度につきましては1件、平成14年度につきましては3件、平成15年度につきましては2件の発生状況でございます。

〔「平成13年度が聞こえなかった」の声〕

○事務局長（田中浅男君） 平成13年度1件です。

以上でございます。

○議長（石川 清君） よろしいですか。

以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○議長（石川 清君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、早朝よりご出席をいただき、付託されました議案につきまして終始熱心に審査に努められ、議事進行に対するご協力とともに、適切なるご議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。夏の疲れが出る時期になりましたので、健康に十分ご留意をいただき、議員の皆様のみまますのご活躍をご祈念いたしましてあいさつといたします。ありがとうございました。



◎管理者のあいさつ

○議長（石川 清君） 管理者からごあいさつをお願い申し上げます。

○管理者（伊利 仁君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成16年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたりましてご提案申し上げました議案につきまして慎重にご審議を賜り、いずれも原案どおり認定、可決というありがたいご議決をいただきました。心から感謝を申し上げる次第であります。

なお、審議のご過程におきまして、あるいは一般質問におきまして、それぞれ議員各位から貴重なご示唆、ご提言を賜りました。重ねて感謝を申し上げます。

今後も私ども、まさに文化生活のバロメーターは下水道の普及ということでもございます。財政厳しい折からでありますけれども、鋭意努力いたしまして、下水道の普及促進あるいはまた施設の安全なる安定した運営管理、鋭意努力を重ねてまいる所存でございます。何とぞ議員各位の格別なるご指導、ご支援のほどをお願い申し上げます。

秋冷を覚える時期となりましたけれども、季節の変わり目でございますので、ご自愛いただきまして、ますますのご活躍を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

いました。



◎閉会の宣告

(午後 1時53分)

○議長(石川 清君) これをもって平成16年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。